

平成30年 第3回沼田町議会臨時会 会議録

平成30年5月 2日(水)

午後 4時30分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田	勲	議員
	2番	津川	均	議員	3番	大沼恒雄	議員
	4番	小峯	聡	議員	5番	久保元宏	議員
	6番	長原	誠	議員	7番	鵜野範之	議員
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場	守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 金平嘉則君 教育長 吉田憲司君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘君	総務財政課長	菅原秀史君
政策推進室長	中野栄治君	農業商工課長	横山茂君
住民生活課長	嶋田英樹君	建設課長	村中博隆君
保健福祉課長	黒田美和君	和風園園長	安念昌典君
旭寿園園長	森田秀幸君		

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次長 三浦剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行君 書記 沼本次登君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(国民健康保険税条例の一部改正)
議案第40号	平成30年度沼田町一般会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成30年第3回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、久保議員、6番、長原議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2。会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(専決処分の承認)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第2号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年5月2日提出。町長名です。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成30年3月31日。町長名でございます。承認第2号。専決処分。町税条例の一部を改正する条例について。改正条例案の朗読を省略させて頂き、今回改正の主な内容について説明致します。この3月31日付けで地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令他関係省令が交付され、原則として4月1日から施行されました。それに伴い本町においても、町税条例の改正が必要となった為、

今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正点は、各規定の整備に加えて障がい者、未成年、及び寡婦に対する非課税措置の所得要件引き上げ、控除対象配偶者の定義変更、均等割り非課税限度額の引き上げ、基礎控除額に所得要件を創設する改正の他、別紙として配布いたしました町税条例の改正概要のとおりですので、ご参照下さい。以上、条例の一部改正について説明致しました。ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第2号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。承認第3号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年5月2日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成30年3月31日。町長名でございます。承認第3号。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。改正条例案の朗読を省略させて頂き、今回改正の主な内容について説明致します。3月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されました。それに伴い本町においても、国民健康保険税条例の改正が必要となった為、今回専決処分を行ったものであります。今回の主な改正概要として、保険税負担の公平性を確保し、中低所得層の保険税負担の軽減を図る為の見直しが行われたものであります。主な改正点として、1つ、基礎課税額の限度額を54万円から58万円としました。国保税条例第2条でございます。2つ、国保税

の軽減判定所得の算定方法の見直し、国民健康保険税の減額、国保条例第15条であります。これにつきましては、保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額を27万円から27万5千円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において乗ずる金額を49万円から50万円としたものであります。今回低所得者の不安軽減を図る為、国保税の2割及び5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準額を引き上げ、軽減対象世帯の拡大を図るものであります。このことにより、それぞれ限度額が緩和され、軽減対象世帯が拡大されるものであります。合わせまして、マイナンバーによる情報連携により把握出来るものであれば、雇用保険受給資格者証明書の提示が不要になる事により改正であります。これは国保税条例第21条でございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。

（一 般 議 案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5。議案第40号。平成30年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第40号。平成30年度沼田町一般会計補正予算について。平成30年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年5月2日提出。町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町一般会計補正予算第1号1頁をお開き願いたいと思います。平成30年度沼田町一般会計補正予算第1号。平成30年度沼田町の一般会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億23万2千円と定める。2項を省略致します。平成30年5月2日提出。町長名でございます。今回提案の補正予算につきましては、道費経営体育成支援事業補

助金の割当内示を受けた事によります間接補助金と議場の録音機の購入費を補正提案するものでございます。6頁をお開き願いたいと思います。6頁下段歳出から説明させて頂きます。1款議会費1項1目議会費18節備品購入費11万7千円の計上でございます。議場備品録音機の購入費でございますが、録音予備機として使用しておりました録音機、平成19年購入機材でございますが、経年劣化により故障し、購入業者に確認致しましたところ、部品の製造はすでに終了している事から新たにデジタル無線機を購入する費用を計上するものでございます。6款農林水産業費1項2目農業総務費19節負担金補助及び交付金1,011万5千円の計上でございますが、平成30年度経営体育成支援事業融資主体型補助として道より補助金の割当内示を受け計上するものでございます。今回対象となりました4経営体のトラクターコンバイン等農業機械5台であり、事業費の10分の3以内が補助金として交付されるものでございます。上段歳入を説明させて頂きます。11款地方交付税1項1目地方交付税11万7千円の増額補正でございますが歳出でご説明申し上げました補正額に特定財源を充当してもなお、不足する額11万7千円を地方交付税を増額により収支の均衡を図ったものでございます。16款道支出金2項4目農林水産業費道補助金1,011万5千円の計上でございますが、歳出、農林水産業費でご説明申し上げました補助金と同額を計上するものであり、いわゆるトンネル予算となる計上でございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせて頂きます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成30年第3回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

なお、議員におきましては、このあと、全員協議会を開きますので、議員控室にお集まり下さい。

16時40分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 渡 邊 敏 昭
署名議員 久 保 元 宏
署名議員 長 原 誠